外国人と働くときに知っておきたい在留資格 職場のみんなでチェック!



日本で「働ける人」と「働けない人」がいる!

外国人は、どのような活動を行うために来日するのか、許可を得て日本に滞在しています。 就労可能な在留資格の人でなければ、日本で働くことはできません。

- ◆まずは在留カードの確認を!日本で働けない人は、下記のような人です。
- ・在留期間が切れている人。
- ・「留学※」「家族滞在(在留外国人の被扶養者等)※」「研修」「文化活動」「短期滞在(旅行者など)」の在留資格の人。
- ※留学や家族滞在の人は、「資格外活動許可」を得ないとアルバイトできません。
- ◆<u>在留カードのチェッ</u>クポイント

日本で働けない人を雇用すると不法就労助長となり、企業側も処罰されます。

雇用時には、在留カードの記載内容をしっかり確認する必要があります。

そもそも日本で働ける人? 「就労不可」なら、資格外活動許可(裏面 記載)の有無と許可内容は? 2019 7 4 8 1 8



在留カード確認内容 (出入国在留管理局)

在留カード ■号 AB12345678CD R& TURNER ELIZABETH www 留学 19904 HOLH SHOULH 2019904 HOLH 1日まで有効です。 在留期間は大丈夫?

許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く



在留資格で許可された範囲の仕事しかできない!

在留資格ごとに「どのような活動(仕事)ができるのか」が定められています。 在留資格の範囲をこえた仕事をお願いすることはできません。

- ◆在留資格は30種類近くありますが、日本人と同様の働き方ができるのは「永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 |のみで、 それ以外の在留資格には働き方に制限があります。
- ◆在留資格の範囲をこえた仕事をすると不法就労となるので、下記の点などに注意が必要です。

○採用時:「雇用予定の仕事はどの在留資格の人ならできるのか」

ジョブ型雇用(職務を特定し、他の職務はしない)で雇用を検討する必要があります。

○雇用後:「在留資格の範囲外の仕事をさせていないか」

範囲をこえた仕事をお願いしないよう、一緒に働くメンバーが就労制限を理解することも大切です。



在留資格一覧 (出入国在留管理局)



●「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で雇用する際は、各専門分野の知識を必要とする業務なのか、大学等での専攻科目と関連性がある 業務か、等の注意が必要です。不許可例として、「教育学部卒の人が、お弁当の箱詰め作業に従事する」等が紹介されています。

●留学生は資格外活動許可を得たらアルバイト可能ですが、学業に支障を及ぼさないよう、原則週28時間以内となっています。 許可時間をこえて働くと不法就労となってしまいます。

「技術·人文知識·国際業務」 の在留資格の明確化等につい

(出入国在留管理局)



日本人にはない手続きがある!

在留期間の更新や、雇用企業名変更時など、日本人にはない手続きがあります。 日本で働き続けるために必要な手続きなので、どのような時に手続きがあるのか周囲が知っておくことも大切です。

- ◆日本に在留するために届出している事項に変更があれば、手続きが必要です。 例えば、合併や事業譲渡など、雇用企業の名称や所在地が変わるときにも手続きがあります。
- ◆日本で働き続けるために必要な手続きですので、手続きを忘れると、在留資格の変更や期間更新が困難になる可能性があります。 裏面の手続き一覧も是非ご確認ください。

外国人雇用に関する届出

		届出内容	手続き先	届出期限	手続き主体
雇用決定前	(日本在住の外国人雇用時) 在留資格の確認	今持っている在留資格で雇用可能かを確認。 (就労可能な在留資格か、雇用予定の職務と合致 する資格か、在留期間は問題ないか、等) →変更等の対応が必要な場合は在留資格変更手続き等	出入国在留管理局	手続きに2週間~1か月程度かかるため、早 めに確認を	企業 · 外国人本人
	(海外在住の外国人雇用時) 在留資格取得手続き	在留資格認定証明書交付申請	出入国在留 管理局	手続きに1〜3か月程度かかるため、早めに確認を	企業 ・ 外国人本人 外国人本人
		就労ビザの申請	在外公館		※代理可
雇用時	外国人雇用時	①雇用保険被保険者資格取得届 (雇用保険対象者)	ハローワーク	雇入れの翌月10日	
		②外国人雇用状況届出書 (雇用保険対象者以外)		雇入れの翌月末日	
		③中長期在留者の受入れに関する届出 ※①、②の届出をしていたら不要。	出入国在留 管理局	事由が生じてから14日以内	企業
離職時	外国人離職時	①雇用保険被保険者資格喪失届 (雇用保険対象者)	ハローワーク	被保険者資格を喪失した日の翌日(離職日の 翌々日)から10日以内	
		②外国人雇用状況届出書 (雇用保険対象者以外)		離職の翌月末日	
		③中長期在留者の受入れに関する届出 ※①、②の届出をしていたら不要。	出入国在留 管理局	事由が生じてから14日以内	
事由発生時	所属機関に変更があった時 <例> ・名称・所在地変更、消滅(倒産など) ・離脱や契約終了 (退職・卒業・退学など) ・移籍・新たな契約締結 (入社・入学など)	所属機関に関する届出 注! 特定技能、高度専門職、特定活動※ は、所属機関 変更の際に在留資格変更申請も必要。 (※特定活動は指定書の内容によって変更申請が 必要かどうか異なる)	出入国在留 管理局	事由が生じてから14日以内	外国人本人 ※代理等不可
	在留資格の変更 (留学生就職時、転職、職種変更時など)	在留資格変更許可申請		変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前	- 外国人本人 ※取次制度 - あり
	在留期間の更新	在留期間更新許可申請		在留期間の満了日以前 (満了日の3か月前から手続き可)	
	在留カード記載事項変更 (氏名、生年月日、性別、国籍・地域)	在留力一ド記載事項変更届出		変更が生じた日から14日以内	
	配偶者との離婚や死別の時 ※家族滞在、配偶者資格の場合	配偶者に関する届出		事由が生じてから14日以内	外国人本人 ※代理等不可
	外国人の住居地届出(転入・転出届)	転入・転出届 (在留カード提示で入管への手続きを兼ねられる)	市役所	住所を定めた日・移転した日から14日以内	外国人本人 ※場合によっ ては代理可

[※]受入制度による定めがある場合(特定技能制度や技能実習制度など)は、これらに加えて、受入制度に関する手続きも必要となります。

下記の「在留資格ごとの各種手続き」からご確認ください。

手続き詳細はこちらからご確認ください



在留に関する手続き (出入国在留管理局)



在留資格ごとの各種手続き (出入国在留管理局)



在留管理制度Q&A (出入国在留管理局)



外国人雇用に関する届け出 (厚生労働省)



外国人雇用Q&A (大阪労働局)

問合せ先

- ◆外国人の入国や在留・在留資格に関する問合せ
- ・出入国在留管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904 (全国同一番号)

IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112

窓口相談の場合:大阪出入国在留管理局2階(大阪市住之江区南港北1-29-53) ※電話、窓口相談とも平日8:30~17:15

- ◆外国人の職業相談・職業紹介、採用に関する企業向け相談
- ・大阪外国人雇用サービスセンター(外国人求職者向けハローワーク) 06-7709-9465 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16F ※平日10:00~18:00